官報告

公　告

福岡市立こども病院ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成26年６月６日

大阪航空局長　福本　啓二

1　事案の内容　平成26年国土交通省告示第667号に係る福岡市立こども病院ヘリポートの設置について

2　日時　平成26年７月８日14時30分

3　場所　福岡ビジネス創造センター　福岡市東区香椎照葉３－２－１

4　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成26年６月23日17時までに必着するよう、郵便番号540―8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日14時00分から福岡ビジネス創造センターで行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３８２号

堺市美原区大饗53番地１　コンフォースＭＩＹＡ203号、前住所堺市美原区大饗149番地10

債務者　小幡　浅也

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時

5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８９７号

大阪府大東市御供田３丁目15番15号　タウンホームツツミＣ―201号

債務者　船越　靖代

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉田　郁子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６号

鹿児島県鹿児島市吉野町7516番地

債務者　西村由紀子

1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　本多　弘毅

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前11時15分

5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８８１号

大阪市東住吉区山坂５丁目14番７―1009号

債務者　中野　弘郷

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１６号

大阪府茨木市南春日丘２―12―17　シャンブル南春日丘302号、住民票上の住所大阪府茨木市北春日丘４丁目６番４号

債務者　別宮　敏幸

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大西　隆司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８０号

愛知県あま市新居屋山30番地２

債務者　川嵜　　保

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西脇　健人

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８１号

愛知県あま市新居屋山30番地２

債務者　川嵜　肇子

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西脇　健人

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号

秋田県能代市落合字中大野台１番地85

債務者　佐藤　恵子

1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１７８４号

名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地８棟605号、前住所名古屋市北区米が瀬町４番地の１

債務者　水谷美代子

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　春馬　　学

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後１時15分

5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３３号

大阪府東大阪市島之内２丁目９番21号　吉田第２大発マンション305号

債務者　野尻　幸男

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松田さとみ

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９号

埼玉県秩父郡長瀞町大字岩田537番地

債務者　野村きのこと　野村　　孝

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内田　　徹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時

5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係